

令和 5 年第 3 回西郷村議会定例会

議事日程（4 号）

令和 5 年 9 月 27 日（水曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|---------|------------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 59 号 | 西郷村一般職の任期付職員の採用等に関する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 60 号 | 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 61 号 | 白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業
令和 5 年度施工防災調整池整備工事請負契約について |
| 日程第 4 | 議案第 62 号 | 令和 4 年度西郷村歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 63 号 | 令和 4 年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定
について |
| 日程第 6 | 議案第 64 号 | 令和 5 年度西郷村一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議案第 65 号 | 令和 5 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 66 号 | 令和 5 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 67 号 | 令和 5 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 議案第 68 号 | 令和 5 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 69 号 | 令和 5 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 12 | 報告第 6 号 | 令和 4 年度西郷村財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第 13 | 報告第 7 号 | 令和 4 年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第 14 | 報告第 8 号 | 一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について |
| 日程第 15 | 議案第 70 号 | 令和 5 年度西郷村一般会計補正予算（第 4 号） |
| 追加日程第 1 | 議案第 71 号 | 西郷村監査委員の選任について |
| 追加日程第 2 | 議案第 72 号 | 西郷村教育委員会委員の任命について |
| 追加日程第 3 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 追加日程第 4 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 16 | 西郷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件 | |
| 追加日程第 5 | 発議第 4 号 | 西郷村議会改革検討特別委員会の設置の件 |
| 日程第 17 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 18 | 閉会中における継続調査の結果について | |
| 日程第 19 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第 20 | 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第 21 | 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第 22 | 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第 23 | 閉会 | |

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根 由美君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	和知 正道君
税 務 課 長	仁平 隆太君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	添田 真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村 三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤 隆士君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君	代表監査委員	熊谷 光明君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監査委員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局長 庶務係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案４件が追加提案されました。

おはかりします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案書を配付しますので、暫時休憩します。

（午前１０時００分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前１０時０１分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第７１号及び議案第７２号、諮問第１号及び諮問第２号）

○議長（真船正晃君） それでは、追加提案されました議案４件につきましては、本日の日程に追加し、日程第１５の次に、追加日程第１、議案第７１号、追加日程第２、議案第７２号、追加日程第３、諮問第１号、追加日程第４、諮問第２号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第７１号「西郷村監査委員の選任について」、議案第７２号「西郷村教育委員会委員の任命について」、諮問第

1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の人事に関する案件の4件でございます。

まず、議案第71号の「西郷村監査委員の選任について」ご説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法の規定により、定数は2名となっておりますが、議員のうちから選任される監査委員の任期は、議員の任期とされております。現在、空席となっております議員のうちから選任される監査委員に、西郷村議会議員、真船正康氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

真船正康氏は、平成27年に初当選後、西郷村議会議員として活躍され、人望も厚く、村政発展のために多大なるご尽力をいただいているところであります。西郷村の財務事務の執行や経営管理、あるいは財政状況を適切に判断し、村民の代表として、公正な観点で監査委員の職責を果たされるものと考えておりますので、選任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第72号「西郷村教育委員会委員の任命について」ご説明を申し上げます。

現在、委員の村田清氏が令和5年9月30日をもって任期満了となることに伴い、再度教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

村田清氏は、平成28年3月に議会のご同意をいただき、西郷村教育委員会委員に就任以来、教育に対する深い理解と熱意を有し、教育向上には多大なる実績を残されてきたところであります。豊富な経験から、本村の教育行政のさらなる進展にご尽力いただけるものと確信し、提案するものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明を申し上げます。

現在、委員の白土典子氏が令和5年12月31日をもって任期満了となることに伴い、再度候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

白土典子氏は、令和3年1月から人権擁護委員を務められております。長年社会福祉業務に携わった豊富な経験により、人権擁護に対する深い理解と熱意を有しておりますので、再度候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明を申し上げます。

現在、委員の鈴木達夫氏が令和5年12月31日をもって任期満了となることに伴い、再度候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

鈴木達夫氏は、令和3年1月から人権擁護委員を務められ、公平性、公正性、そして温和さ、信頼性を兼ね備えており、委員に適任であると考えておりますので、再度候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問についてご説明を申し上げました。ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第５９号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第１、議案第５９号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第５９号「西郷村一般職の任期付職員の採用等に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６０号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第２、議案第６０号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第６０号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６１号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第３、議案第６１号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第６１号「白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業令和５年度施行防災調整池整備工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第4、議案第62号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「令和4年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第5、議案第63号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「令和4年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第6、議案第64号に対する質疑を許します。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

議案第64号について質疑をしたいと思います。

補正予算書の説明書のほうで話したほうが早いかなと思いますので、これの10ページ、11ページの第22款諸収入の中で、目の第2項で雑入とあります。各種補助金、交付金等で、デジタル基盤改革支援補助金ということで695万2,000円ということが記載されていますけれども、ここまではよかったんですけども、補正予算の

概要書が今回配られていますよね。今回も配られていると言ったほうがいいのかな。

これを見てみますと、同じ内容で記載されていますけれども、その財源内訳の中で、その他のところに695万2,000円という金額が入っているんですけども、この概要書の説明書を見ていると、地方公共団体情報システムの標準化、黒丸があって、共通化に関わる事業、この括弧、何ていう括弧なのか分からないですけども、補助金の「補」と入っている。補助金でその他の財源とは何なのかなと思って、これちょっと確認したいなと思って、今出てきました。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

9月補正予算の概要の3ページの、財源のその他のところに記載されておりますのは、補助金ではなく外郭団体からの支出となっておりますので、その他に入れております。その外郭団体、ちょっと今、名前が出てきませんで申し訳ないですが、後で調べてご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の質疑を許します。

○13番（上田秀人君） どこかの企業からの寄附金ですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

企業とかではなくて国の外郭団体となっておりますので、名前を調べまして、後でご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 種別は何なの、その他に属するの。この資料見ていると、今言ったように共通化に関わる事業と書いてあって、括弧して補となっているよね。これ、補助という意味で私取っているんだけど、補助だったら、県とか国の支出金の中に入ってくるのかなと思うの。その財源がその他ということで金額が入っているの、これ補助なのか、寄附金なのかそこら辺ははっきりしてもらわないと判断できないなと思って、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

寄附金ではなく、分類すれば補助金の分類に入ってくるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 補助金の分類に入ってくるのではないか、ないかでは困る。議会できちんと説明していただかないと、我々はここを見て判断している。今までこういうパターンというのはなかったなと思って、今回出てきたんだけど、見落としもあるのかなと思うんですけども、そこはもう一回明確なお答えをください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 資料を準備したいということですので、暫時休憩いたします。
（午前１０時１８分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。
（午前１０時２１分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。
財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

先ほどの地方公共団体、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、総務省の外郭団体の地方公共団体情報システム機構というところから来る補助金でございます。

分類的には、国・県の支出金に該当しないものですから、予算科目の１７、１８款に該当せずに、諸収入で歳入予算は計上しております。ですので、補助事業であることは間違いなく、国・県支出金に該当しませんので、この説明資料ではその他の欄に数字を記入しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 最初からそういう説明があれば、なるほどねと分かるわけで。今回こういうパターンはあまり、ほとんどというか記憶になかったんだよね。ちょっと見ていて気になったものですから、質疑をいたしました。

続いて、補正予算書の概要の５ページの部分で、またこれも言葉尻をつかまえてということと言われるかもしれないんですけども、米消費拡大推進事業（子育て応援米支給）ということで、村単独でやるということで、これはいいことだと思って見ていたんですけども、この資料の中で、お米券金額で子ども１人当たり西郷村産米１０キロ分となっている。このお米券は、まずどこで使えるのかなというのと、西郷村産となっているので、これ、どういうふうに区別するのかなと気になったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

米消費拡大推進事業（子育て応援米支給）の単独事業でございますけれども、こちらにつきましては、お米券につきましては、村、また産業振興課のほうで、子育て世帯の応援ということで、子育て世帯、高校生までになりますけれども、１人当たり１０キロ分のお米との引換券を交付するという形となります。

お米の引換えに関しましては、「まるごと西郷館」で引き取り、交換という形を今のところは想定をしております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 「まるごと西郷館」ということで、今説明があったんですけども、そこ以外では使えないという形で理解してよろしいですか。確認します。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの質疑にお答えいたします。

このお米券の交付の引換えに関しましては、「まるごと西郷館」以外では使えないという形となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 「まるごと西郷館」で使えると、そこでしか使えないということと理解しました。じゃ、「まるごと西郷館」において、西郷村産のお米だけ引き換えるということでもいいんですか。例えば、白河の人とかいろんな方が出されているかと思うんですけども、その中でも西郷村の米だけだよというふうに限定するのか確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

「まるごと西郷館」で引換えできるお米は西郷産に限るということで、現在意向調査という形で、西郷の農家の方に西郷産のお米をこの事業に提供といいますか、買取りをさせていただけないかということで、打診を、意向調査をしているところでございまして、あくまで西郷産のお米を配りたいという思いからそのような形としております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 西郷村産のお米を使いたいでは、村の予算を使って子育て支援をする、その先にあるのは農家さんの支援だよ。お米の値段は去年あたり、その前からかな、値段が下がってきて、農家さんは今大変な思いをしているわけです。そこで、「まるごと西郷館」で、西郷村の方が作ったお米を西郷村の子どもに食べてもらう、そういう強い思いでやるのであれば、私は大いに賛成したいなと思っています。

ましてや、「まるごと西郷館」に来ていただければ、お米を引き換えた上で、さらにはいろんな野菜も買っていただけるだろうなと、経済的な部分も考えると、これ本当にいい話だなと思ったんですけども、今の答弁を聞いているとちょっと納得できない。きちんと西郷村産のお米に限定をしてやりますよということを、答弁を村長にいただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

今、上田議員がおっしゃるとおり、西郷村の米ということで限定してやっていきますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 了解しました。これで終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 議案第64号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について質疑いたします。

まずはじめに、予算の主な内容の4ページですけれども、8番目、物価高騰対策西

郷村緊急生活支援給付事業についてですけれども、これは6月補正で非課税世帯に3万円給付しましたよね。その追加処置として、9月補正で1世帯当たり非課税世帯ですけれども、6,000円ということで、これ、県の補助金を使ってやっていると思うんですよね。私の一般質問の中でも、答弁書の中でありましたけれども、県のほうは限られた世帯しか給付しないということで、村ではさらに拡大して、全ての非課税世帯に村独自の予算でプラスアルファでやるということは理解していますけれども、この対象世帯が9月補正では1,900世帯ですか、それで今回の対象世帯を見ると、1,800世帯なんですけれども、この違いは何かあるのでしょうか。質疑いたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の質疑にお答えいたします。

質疑の内容ですが、6月議会に議決した給付金の対象世帯が約1,900世帯だったのに対し、今回の給付金はその給付に上乗せということであるが、対象世帯を約1,800世帯にしているこの差はどういうことかというお尋ねだったと思います。

6月議会でご議決いただきました西郷村緊急生活支援給付金事業の対象世帯の予算上程時には、対象者がまだ確定しておらず、昨年度の実績等から対象世帯を想定し、約1,900世帯と見込んでおりました。しかし、今回の追加給付分につきましては、さきの西郷村緊急生活支援給付事業ですが、既に事業を開始しており、対象者が1,704世帯と確定しておりますので、今回の対象者は若干多めではありますが、約1,800世帯とさせていただきました。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この6月補正で、実際にもう既に終わっていると思うんですけれども、その中で、実績として1,700世帯ちょっとぐらいしかなかったということで、今回は100名抑えて、この予算を立てたということによろしいですか。了解しました。

続きまして、先ほど13番上田議員のほうからもありましたけれども、米消費拡大推進事業ということで、括弧して子育て応援米支給ということで、単独でやったということは評価できますけれども、これでちょっと何点かお聞きしたいんですけれども、この対象世帯が子育て世帯（高校生まで）となっておりますけれども、これは下のほうは何歳から、ゼロ歳からということでよろしいのでしょうか。それと、高校生ですけれども、専門学校に行っている世帯もあると思うんですけれども、その辺も含まれるのでしょうか。お願いします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、対象年齢がゼロ歳からなのかというご質疑でありますけれども、ゼロ歳から、また、高校3年生までということで給付の対象者としているところでございます。

○12番（藤田節夫君） 専門学校も含まれるの。専門学生、専門学校に行っている。

○産業振興課長（相川哲也君） 一応、中学から直接専門学校に行ったとかそういったケ

ースであれば、対象に含まれます。

○12番（藤田節夫君） ゼロ歳児から。

○産業振興課長（相川哲也君） はい。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 何月何日からとか時点はないんですか。お子さん出産される方も当然いると思うので、書いていないよね、ここ、基準ですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

最近いろいろ臨時の給付金等、村のほうでも支給していると思いますが、基準日については議決後に改めて設定したいというような形で考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 改めて設定というか、こういう提案をするので、その辺はしっかりした基準日というか、決めたほうがいいと思うんですけども、まだ実際、そこまで至っていないということでもいいんですか、理解して。だから、この議会が終われば即その日だったり、明日からという基準日を設けたりするのが普通なのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

基準日につきましては、なるべく直近の基準日で設けたいというようには考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） できれば、こういう提案するんだから、基準日は必ず設けて、やっぱり提案していただきたいと思います。お米券配布すると思うんですけども、これは各世帯にプッシュ型で、こちらから申請しなくてもプッシュ型で全部送られるということでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

お米券の配布につきましては、先ほどの基準日で対象者名簿のリストを作りまして、そのリストに載っている方々にはこちらから郵送で、申請行為はなく、郵送でプッシュ型という形で送付したいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） じゃ、子どもがいる世帯にはこちらから全ての世帯にお米券が配布されるということですね。

あと、お米を供給する農家さんですか、これは設定してあるんですか。どの農家さんに供給をお願いするというその設定ですね、農家の。その辺はどうなのでしょう。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

米の買い手ということのご質問だと思いますけれども、米の買い手につきましては、

西郷村にいらっしゃる新規就農者と認定農業者だけに米の買い手を絞ったという形としております。

まず、なぜ絞ったかという理由の一つといたしましては、兼業農家等が年々減少していく中で、認定農業者等につきましては、これからの農業を担っていくという立場にございまして、育成をし、事業継続を支援していかなければならないというものであると、村のほうでは考えております。

また、今回子育て世帯に配布ということで、対象人数が約3,400人ぐらいになるという見込みでございますけれども、必要数量がお米3万4,000キロということで見込んでおりまして、その3万4,000キロ、全水稻農家からの買取りに割り当てると、1農家二、三俵という、ごく少量の買取りとなるため、今現在、意向調査で参加してくれる農家を募っているわけでございますけれども、その参加してくれる農家があり見込めないんじゃないかということと、また事務、また米の受け取りの業務等、非常に煩雑になってしまうということもありまして、新規就農者と認定農業者に限らせていただいたというようなところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これ、軒数はどのぐらいなんですか、認定農業者と新規就農者。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在意向調査をさせていただいて、もう大体100軒ぐらいでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 意向をこれからするということで、100軒全てがこれに応じるかどうか分からないし、10キロというと10キロ袋をしっかりと作って出すのか、10キロの袋に入れて出すのか、その辺は統一はされていないですもんね。これからですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お米券の配布につきましては、玄米で買取りをいたしますけれども、配布については精米したお米を10キロという形で、「まるごと西郷館」で交換というような形となります。

○12番（藤田節夫君） ちなみに、これは新米を配布するのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。もう一回、指名した上で質疑をお願いします。

○12番（藤田節夫君） これから新米ができるので、ぜひ新米を配布してほしいと思うんですけれども、その辺は認定農家の方に、中にはやっぱり去年とかどうしてもお米が余っているので、そういう方もいると思うので、ぜひ新米を給付していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

一応買取りに当たりましては、令和5年産米ということで限定をさせていただきまして、ただ、配布時期につきましては新米と呼べるのも12月までとかというような

基準なんかもあるみたいですので、配布についても新米ですという形で配布はしませんけれども、買取りに当たっては、令和５年産米を買取りさせていただくというような形となっております。

○議長（真船正晃君） １２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君） じゃ、新米を皆さんにお配りするということで理解しておきます。

では、次ですけれども、その下の１１番、観光施設管理事業ということで、アフターコロナの観光客増加に向けて村内観光施設の整備を実施する。あわせて誘客活動用の観光ＰＲ資材の作成を行うということで、６３２万６,０００円になっています。事業内容として遊歩道の整備、登山者用駐車場整備費、観光ＰＲ用資材（ペットボトル水、温泉の素作成等）となっていますけれども、これも１つずつ聞いていきたいんですけれども、この遊歩道の整備はどこの遊歩道を指しているんですか。西の郷遊歩道でいいんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

遊歩道につきましては、西の郷遊歩道の整備を予定しております。

○議長（真船正晃君） １２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君） 登山者用駐車場整備は、これどこの場所を言っているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

登山者用駐車場につきましては、現在国道２８９号線から大黒屋さんに入っていくところ、数か所登山者が主に駐車しているスペースがあるんですけれども、そこが近年乱雑といいますか、とめ方もきちんととめないでというような話もありまして、そこに区画線等を引くなりで整備をしたいというように考えているところでございまして、また、看板の設置なども考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） １２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君） 国道２８９号線から大黒さんに行く道ありますよね、下に。その途中ですか、あそこ左側にあるんですけれども、そこに何台ぐらいとめられる駐車場、今何台ぐらいですか、１０台ぐらいとめられるんですか。質疑いたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

国道２８９号線から大黒さんのほうに下っていく道路になるんですけれども、ところどころの脇に空きスペースがありまして、小さいところだと五、六台、大きなところだと十数台はとめられるような形となっております。今現在、観光バスなんか大黒屋さんの敷地まで入って行って、そこで登山をして帰るというような状況もあることから、いろいろな行政区からの要望もあり、そういった形で駐車場については、区画線とか看板を設置して整備をしたいというふうには考えているところでございま

す。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 観光バスも駐車できるということで理解していいんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

観光バスにつきましては、大黒屋さんのほうで認めていただいているといえますか、ご厚意でとめさせていただいているような形となっておりまして、観光バス専用の駐車場を設けるというようなことではございません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） はい、了解しました。

次に、観光PR用資材ですか、このペットボトル水と温泉の素作成というのは、これは具体的にはどんなものを指定しているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

ペットボトル水、また温泉の素ですけれども、産業振興課のほうで、各種都心部とかいろんなイベントを開催しているんですけれども、その際に配布する西郷村をPRするための商品というような形で、水ですけれども、新幹線のマークが入ったような水を実際作って、イベントの中で配布しているというようなことで、イベント用というような形で理解していただければと思います。

○12番（藤田節夫君） 温泉の素は。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 温泉の素につきましても、同様に配布用として西郷村のPR用として作成をしているものでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ちょっと私、理解不足なんですけれども、この水は生産というか、どこの水を使って生産をするんですか。温泉の素も、今までこれありましたっけ、西郷村で。温泉の素ありましたか、作っている。じゃ、もう少しその辺のこと、水と温泉、詳しくお願いします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

水につきましては、実際、西郷村内に水を製造するメーカーがありませんので、他県の水になりますけれども、西郷村のPR用としてラベルを作成し、それを配布している形であります。温泉の素につきましては、成分等を西郷村の温泉に近いもので作成をしてもらい、今まで作っていたものになるんですけれども、それを今回は追加で発注という形になるものであります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 本物じゃないというか、西郷村のものじゃないということで、ちょっといかなものかなと私は思うんですけれどもね。よくお風呂なんかに入れる

やつ、どこそこの温泉とかあって、ああいうものなのかな。それもこの辺で作っているんですか、温泉の素は。西郷村で作っているんですか、じゃなくてほかで。

○産業振興課長（相川哲也君） 製造会社はちょっと今記憶にないんですけども。

○12番（藤田節夫君） 記憶にない。でも、西郷村のものとして出すのであれば、成分とかどこで作っているかぐらいはやっぱり最低限調べておかないと、私なんかも聞かれても答えようがない。甲子温泉の成分で作っているんだよということだけれども、じゃどこで作っているんだとなったら、分かりませんじゃ済まないと思うので、水にしたって、本当は村のおいしい水いっぱい出るんで、本当はそこの水を出して西郷村の水だよとやっぱり宣伝しないと、他県の水使っているよとか、他県で作っているようではネームバリューというか、ちょっと弱いのかなと思いますので、その辺ももう少し力を入れて、やっぱりしっかりこの西郷村に根づいたものを作っていってほしいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） 次に、4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 4番鈴木昭司です。

議案第64号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」ということで、質疑のほうを行っていきます。

今ほど12番議員、13番議員のほうからもありましたように、米消費拡大推進事業（子育て応援米支給）ということで、これ、村内の米農家にとっては非常にありがたいすばらしい事業だなというふうに私も思っております。

その中で、少し気になる点がありましたので、13番議員のほうからどこで配布するのかということで、「まるごと西郷館」というふうな答えがあったんですけども、これ、受け取り3,400名ほどいるということで、受け取りが集中してしまった場合とか、そういったときの対応なんていうのは村のほうでちゃんと考えているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

実際、米の引渡しについてでございますけれども、米の引渡しは、先ほど申しましたとおり「まるごと西郷館」を通じて、お米券を持参した人にお米を引き渡すということといたしております。

お米券を送付した直後につきましては、交換に来る人で店頭が混雑するということが予想されておりますので、現在考えている案でございますが、引換日を平日の水曜日及び土曜日と日曜日に限定をさせてもらい、追加で職員を配置するなどの対応で考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 曜日限定で、それもきちんと周知もしていくということでしたら、そういう部分に関してはちょっと安心なのかなというふうに思っております。

あともう一つなんですけれども、もう来月からインボイスの制度が始まるんですよ

ね。先ほどもお話聞いていたら、やっぱり村内の農家のほうからお米、認定農業者と新規就農者の若手の就農者の人からお米を購入ということで、個人からの買取りというふうになってくるとは思うんですけども、このインボイスとかの対応というのはどのように行っているのかお聞きします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

インボイスの対応につきまして大丈夫なのかというご質問だと思いますけれども、実際に、農協をはじめ米の買取り業者よりは、村で買い取り、高い価格で設定をしたいというふうに考えているところでございます。村が買取り価格の設定をするということで、インボイスの発行事業者、また免税事業者も、ほかの事業者から買取りするよりは値幅が出るような形で金額は設定したいと考えているところでございます。

また、この事業に参加を表明していただいた農家の皆様方にはインボイスの説明資料などを配布するなどして、損得勘定を含め納得をしていただいた上で契約といえますか、買取りをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） はい、了解しました。

やはり、このインボイス、私らも個人でやっていますけれども、ちょっとまだ理解をしていない事業者の方、農家の方たくさんいますので、そこに関してはしっかりと納得していただいて、すごくいい事業だと思いますので、継続してやってもらえるように、農家にとっては本当にありがたい事業だと思いますので、きちんとやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 6番鈴木でございます。

議案第64号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について質疑させていただきます。

先ほど12番議員からも質疑がございました補正予算の概要の5ページの11の観光施設管理事業、これ単独事業ということで632万6,000円計上されておりますが、先ほどの説明で内容は分かりましたが、例えば、この遊歩道については西の郷遊歩道となっていて、登山者用駐車場は先ほど大黒屋に入るところの、これ多分、雌滝、雄滝、そこに行かれる方々の駐車場の整備かと思うんですけども、なぜこの時期なのか、この補正で上げているのか、ちょっと確認させてください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

なぜ今、この整備なのかというご質問だと思いますけれども、実際、行政区の座談会、懇談会がありまして、その中で、実情がこういう状況だというようなことで行政区のほうから話がありまして、であれば、そういった要望があるので整備が必要というようなことで、今回補正予算で計上させていただいた経緯となっております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 行政区からということで理解はいたしますが、本来、その登山とかハイキングとかはシーズンがありますよね。今までの期間が雌滝、雄滝に行く、それからハイキングするトップシーズンだったんだと思うんですけども、この補正で例えば整備して、それで11月になりました、12月雪降りました、誰が雄滝、雌滝に行くんですか。もう少し、私は計画的に、場当たりの予算計上ではなく年度当初に上げて、そこを整備するぐらいの形に担当課がなってほしいなと思っております。

それともう1点、観光PR用資材として、ペットボトルの水、温泉の素、どこかの業者が製作していらっしゃるということで、これ、それ以外に考えられないのか、例えば、この前給食センターの落成式のときに、地元で間伐材を利用した割り箸を頂きました。あれを10本セットとかにしてPRしたほうが私は西郷村を知ってもらえるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考えはないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

西郷村でPR用の資材を作っておりますけれども、このペットボトル水、また温泉の素以外にも、先ほどおっしゃられた村の杉材を使った割り箸ですとかそういったもの、ほかにいろいろございます。

今回ペットボトル水なんかは、例えば東京なんかの、直近ですと私が行ったのが企業立地セミナーで、何百人と来ていただいている企業の方に、西郷村をPRするためにそういった水を配布したりですとか、そういった形で使っているものでございまして、いろいろある資材の中での一部だということをご理解いただければと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 質疑の途中でありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◎発言の訂正

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第64号に対する質疑を続行いたします。
6 番鈴木修君の質疑を許します。

6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） まず最初に、先ほど私、割り箸の件で廃材という表現をしてしまったので、議長におかれまして、これを間伐材と訂正していただければと思います。
よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 了解しました。

○6 番（鈴木 修君） それで、続きます。

まず、この観光PR用資材については、ほかにもいろいろと担当課で知恵を出し合
って、それでほかの自治体になようなものも考えていただければと思います。

そして、先ほどのその遊歩道整備の件でございますけれども、西の郷遊歩道の整備
につきましては理解しました。もう一つ、西郷村には新甲子遊歩道という甲子温泉の
ところがございますが、そこは今現在、どうなっているのでしょうか。お願いします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

新甲子遊歩道ということでございますけれども、現在、新甲子遊歩道につきまして
は、自分も何度か歩いたことがあるんですけれども、かなり険しいコースで、トレッ
キングコースに近いような形で、あと震災のときに岩が崩れた影響で、途中のところ
で通過をできない、分断されているといいますか、通過できないような形になってい
ます。

なので、一応看板なんかを設置しておりまして、この先を通過する場合には個人の
責任においてというような看板を設置しているわけでございますけれども、整備に当
たりまして、岩を撤去するのには業者のほうでもかなり困難であるというようなこと
と、自分も歩いていて気がついたんですけれども、上を見るとかなり大きな岩などが
点在しておりまして、いつ岩が落石してもおかしくないという、ちょっと恐怖とい
いますか、怖い思いなんかもしながら歩いていたところもございまして、これから先
につきましては、新甲子遊歩道についてはその中間のところ、危険な箇所につきま
しては歩行させないような形で、遊歩道が分断するという形になりますけれども、整
備といいますか、そういったアナウンスをしながら利用していただきたいと思います
ようなことで考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 新甲子遊歩道については、今分断されている状況だということで、
まず1つ、これ新甲子温泉の観光にもつながることだと思うんです。

そして、その分断されているところ、例えば迂回路とかいろいろ考えられるのでは
ないかと思うんですけれども、なぜここで質疑するかといいますと、那須甲子青少年
自然の家のプログラムで、以前は全行程を通して、ハイキングコースとしてのプロ
グラムがメインプログラムの形で、年間数万人の子どもたちが利用していました。そ
の子どもたちが家に帰って、あそこの遊歩道すごくきれいだよ、みんなで行ってみた
い、家族で行ってみたい、そうならば、一番お金のかからないPRになるんじゃない
んですか。それによって、新甲子温泉も活性化する可能性もあるのかなと。ですから、
もう少し視点を変えてPRの方法を考えていただければと思って、質疑に代えさせて
いただきます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 次に、11番鈴木勝久君。質疑を許します。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久でございます。

議案第64号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について質疑いた

します。

まず、確認したいんですけども、補正予算説明書の24ページになりますけれども、観光費、委託料、この委託料の660万円、観光振興業務委託、これと、今皆様が質疑されている観光施設管理事業の632万6,000円、これは同じなんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

観光振興業務委託ということで660万円計上されていますけれども、これにつきましては、下段のほうにプレミアム入浴チケット販売事業ということで600万円と、その前ページ23ページになりますけれども、プレミアム入浴チケットと取扱手数料60万円ということで、合計すると660万円になるんですけども、これは予算の組替えという形となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、これプレミアムチケットのやつが観光振興業務委託ということに、名前上差し替えたということなんですか。継続しているということですか。分かりました。今、これをなぜ質疑したかといいますと、時期だったんです。やっぱり今、6番議員が言ったように、時期が9月補正に出てくる委託料というのがおかしいなと思って質疑したわけなんですけれども、全然違うんですね。分かりました。

続きまして、皆様と同じく観光施設管理事業について質疑いたしますけれども、今答弁聞いていましたら、大変失礼ですけども、稚拙な計画だったんじゃないかなと思います。というのは、こういう観光事業に関しては、もう継続に3年以上、4年目に入りましたこのコロナ禍で、こういう事業はもっと計画的にやるべき事業なんですね。突発的なときもありますけれども、内容がちょっと耳を疑うというか、今までも3年か4年か、この観光業どう振興するかというのを見ていて、この程度なのかと正直言ってがっかりしました。これ先ほど課長が答弁なさいましたが、座談会で住民の方がおっしゃったから計上したという、これ本当なんですか。ちょっともう一度確認したいんですけども。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

おただしの駐車場の件、登山客用の駐車場の件だと思いますけれども、それにつきましては、本年行いました行政区の座談会で、駐車場の整備について要望があったため、直近の今回の議会に予算を補正で計上させていただいたというような経緯でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、全国に流れているやつなんですよ、掘りたくないんですよ、こういうことは。ですけども、その程度でこの660万円、血税を平気で出してくるといってその神経がちょっと疑われるんです、私から言わせると。もっともっと大変なところいっぱいあるんですよ。産業振興にしても観光業、このPRの仕方じ

やなくてもっと効果的な観光PRはあるはずなんです。小売業もそのとおり、全然そちらのほうに手をつけていない、農業振興についてもそう、ソフト面が本当にいろいろ検討した結果の答えになっていないんです。そのときそのときの付け焼き刃。こんな予算のつくり方でいいんですかね、私は疑問に思います。もうちょっと真剣に計画を立てて実行していただきたいと思っております。

続きまして、概要書の4ページ、物価対策についてなんですけれども、これも前から言っているとおり、非課税世帯を対象にやっているんですね。ですが、前1回だけ3万円は300万円以下の方々にもという、村は別枠で県・国の補助以外に村単独で300万円以下の方々にも目を向けてくださった。

今、電気代、ガス代、食料品等々の値上げ、これは全世帯というか全部に関わる問題なので、特に子育て世帯、ひとり親世帯はここに入ってくると思うんですけれども、高齢者で同じ世帯に住んでいるんですけれども、別棟が多いんですね、特に農家の方々は。母屋があって隠居があって。今の家計の内容を見ますと、ほとんどが別々な財布、別々なお金で生活しているところが多いんです。ですから、前言いましたように、そういう方々にもちゃんと目を配っていただいているのかと。

あと、その非課税世帯でなくとも、ここは大変きゅうきゅうな部分でございます。ですから、もうちょっとこの非課税にこだわらず、所得をもうちょっと上げて検討していただきたいなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、今、電気代をはじめガス代、あらゆるものが物価高騰しております。ですから、非課税世帯ばかりでなく全世帯がそのように苦しんでおります。私も十分認識しております。国においても、経済対策を、物価対応をやるということでもありますので、一説には15兆円以上とかそんな話もありますし、国の制度をよく見ながらできることを考えていきたいと、まず国が何をやるか、ちょっと注視してみたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長はいつもそのような言い方、国・県を見据えながらというのがありますが、結構西郷村、去年なんかを見ていると、単独で事業でそういうところの給付等々やっていただいた経緯がございます。ですから、村独自のそういう対策も、今この時期ですから必要じゃないかなと思っております。その辺もお考えになってください。

もう一つは、米の話も今、18歳以下の子どもに配るという話がありました。

それを聞いていてふと思ったのは、村でやっている子ども食堂の支援、一律で20万円、前回出していただいたんですけれども、ここにもお米の消費拡大であるならば、恒久というか、毎年毎年そちらのほうにも今回ばかりじゃなくて配ってくれてもいいかなと思っているんですけれども、この米という話の消費拡大で出ましたので、その辺をやっていただきたいなというのをついでにこの際言っておきたいんですけれ

ども、その考えはあるでしょうか、これから。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いい話でありまして、米消費拡大と地産地消、そして子育て支援という3本柱の米消費拡大子育て支援ということでありまして、子ども食堂への支援ということ、おっしゃるとおり検討していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） よろしく願いいたします。

続きまして、概要書の6ページでございます。

工業用水道事業会計負担金でございますけれども、この539万円、これの事業目的、長久保工業用水道事業施設更新に伴う事業投資、内容については、施設更新工事に伴う実施計画業務委託一式となっています。括弧で令和5年から6年度の債務負担行為となっておりますけれども、この内容についてもうちょっと詳しく説明願います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

実施設計の内容ということでよろしいでしょうか。

こちらの実施設計につきましては、長久保工業用水道事業の今の施設を再開するために必要な実施設計でございまして、井戸が6本あります。また、配水池1か所、送水管等もございますので、そちらを復旧するための実施設計でございまして。その中には電気設備、機械設備等の詳細な設計もございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 5番大竹憂子です。

議案第64号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について質疑いたします。

先ほどから同僚議員が何人も質疑している概要の9番、子育て応援米支給、これについてお伺いしたいんですけれども、配布方法、これについて各議員の質疑の返答に対して、とても疑問に思いました。配布方法について、ほかに何か考えはなかったのかと思ひまして、お聞きしたいんですけれども。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

お米の配布方法ということで、お米券を「まると西郷館」に持参して10キロ分を頂くと。子どもが3人いれば30キロ分になるんですけれども、それ以外、いろいろ郵送で直接送るとか考えたんですけれども、送料等いろいろ予算の絡みもあり、取りに来てもらったほうが良いだろうということで、お米券の配布という形となっております。

ります。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 今おっしゃっていたその郵送です。それを考えていなかったのかなと思ったので、ちょっと聞いたんですけれども、実は、やはりこれは女性の方、お母さんたちが取りに行くというパターンになるのかなと思ひまして、そうすると、女性がやはりお米を運ぶ。車で取りに行ける方はいいですけれども、自転車だったり徒歩だったりする方にとっては、取りに行くというのがとても大変なことではないかと思ったのと、子どもが一緒にいて、そのお米を持っているというその事態も女性として考えるととても大変なことなので、これはチケット配布ではなくてお米を直接送ってもらったほうが本当はいいかなというのは、この事案が出てきて、ほかの自治体ではありますが、ほかの自治体ですと、女性の独身者のところまでお米配布している自治体がありまして、そういうところはチケット交換ではなくて郵送で送られてくる、そういう自治体もあったものですから、やっぱりそれが女性にとってはうれしいことだなと思ひましたので、ちょっと今、意見的に言わせていただきましたが、その辺、女性に対してという考えで配布方法というのは考えなかったのか、もう一度お聞きします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

この米消費拡大の趣旨といたしましては、「まるごと西郷館」で配布してもらうことにより、「まるごと西郷館」で一緒に買い物もしてもらいたいというような事情もございました。

また、郵送でなく取りに来ていただくということでの方式にしたわけですが、けれども、大体今、ほとんどの子育て世帯につきましては車をお持ちの方が9割以上だというような形で考えておりますので、どこかのお店には買い物には行くというような考えの下、「まるごと西郷館」にもお米を引き換えに来ていただいたついでに買い物なんかも一緒にしてもらえればいいかなという考えで、お米券の配布というような方法で思いついたところでございます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） もちろん、「まるごと西郷館」でついでにお買い物をしていただける、そういう利点もございますので、その辺は分かるんですけれども、やはりほんの僅かかもしれませんが、車を運転されていない方もいたり、また、小さいお子さんを抱えての引き取りに行くというのが難しい方もいたりとか、いろんな状況というのは絶対あると思うので、今後できればそういう方への対応をどうするかを考えていただきたいと思ひます。

その辺考えていただければと思ひますので、以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第7、議案第65号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「令和5年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第8、議案第66号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「令和5年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第9、議案第67号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第67号「令和5年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第10、議案第68号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第68号「令和5年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）」、本案
に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第11、議案第69号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第69号「令和5年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）」、本案に対
する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎報告第6号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第12、報告第6号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第6号「令和4年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は、これで終わります。

◎報告第7号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第13、報告第7号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第7号「令和4年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は、これで終わります。

◎報告第8号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第14、報告第8号に対する質疑を許します。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 報告第8号「一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について」ということで、ちょっと確認をしたいと思うんですけども、決算説明会の中で、私申し上げましたように、西郷村農業公社「まるごと西郷館」に出荷されている方の取扱手数料というのかな、それが今回引き上げられましたけれども、その理由について、電気代などガス代などが上がったという名目で手数料を引き上げられたんですけども、それが本当に正しいことなのかと決算説明会の中でお話をさせていただきました。

本来であれば、あそこの建物を維持していく上では、指定管理料を払っているわけですから、農業公社と村が協議をして、いわゆるランニングコストが増えた分は協議をして負担するべきなんじゃないかと。それが出荷者にその負担を振りかぶすというのはどういうことなのか、説明いただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

西郷村農業公社の手数料の件だというご質疑でございますけれども、実際のところ、農産物につきましては13%から15%へ、加工品につきましては15%から17%へ、工芸品につきましては17%から20%へということで、手数料は改正しているところでございます。

これは条例に基づいて、条例でこれ以内であれば大丈夫というような形でうたわれておりますので、条例に基づいてこのような形としたわけでございますけれども、電気代、また人件費等ということで、実際、指定管理料を選定するに当たりまして、事業費と管理費ということで、それぞれすみ分けをして算定をしております、事業費の部分につきましては、当然事業を拡大すればするほど電気代も多くかかりますので、その中で光熱水費については事業費の中に入れて算定をしている形となっております。

管理費の中では、「まるごと西郷館」を管理していく上での電気料という形になるのですが、案分すると圧倒的に事業費にかかる電気代のほうが多いというような形と

なっておりまして、それを公社のほうで賄うには手数料を上げざるを得ないという判断の下、村のほうに協議があったわけございまして、また、一応農業公社の職員が5人いるんですけれども、販売員を10人ほど雇っておりまして、その販売員の給料といたしますか、時給なんですけれども、4月から一律アップさせたというような事情もございまして、そういった光熱水費の上昇と人件費の上昇というようなこともあり、農業公社といたしましてはこの手数料を上げさせてもらいたいというようなことでの協議があったので、村はそれを認めたという形となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 納得できない答弁です。本来であれば、建物をきちんと適正な維持管理をしていただくための指定管理料だよね。そこで、本来は村と協議をして村が負担するべきものじゃないかと。目的、いろいろ今説明あったんですけれども、これ以上、ちょっと今頭混乱しているので、この後資料請求して、指定管理の部分とかもうちょっと見つめ直して、12月でも取り上げられれば取り上げたいと思いますので、取りあえず今日はここで終わりにします。きちんと資料請求いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第8号「一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について」は、これで終わります。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、日程第15、議案第70号に対する質疑を許します。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 議案第70号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」について質疑をしたいと思います。

この内容を見ますと、庁舎建設に伴う費用の債務負担行為の変更ということで理解をしますけれども、今回この資料を頂いた中で、これ全員協議会の中で頂いた資料ですけれども、入札をかけて不落ということで、検証結果がつけられていますよね。これを読んでみますと、建設業界の人手不足、建設資材の物価の上昇、労務費の高騰、ほかにいろいろ書いてありますね。これ私、全員協議会で言った話ですよ。それ見込まれるんじゃないですかと話しましたよね。ですから、もう一度ちゃんと計算をし直したほうがいいんじゃないのか、建物そのものをもう一度見直したほうがいいんじゃない

やないかと全員協議会でも話しました。今年の３月の定例会においても、その辺の内容に沿って反対討論まで行いましたけれども、まさに私が言ったとおりになったなどというふうに思います。

そこで、今回また伺いますけれども、この庁舎建設に伴う工事費用の上限金額、工事を進めようと今されているわけですから、再びまた工事費の変更が予想されますけれども、村としては上限金額というのは設けてあるのですか。そこをちょっと確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回、変更の債務負担行為ということで議案を提出しておりますが、条件としまして、新庁舎建設工事が事業費４６億円というところの限度を設定しております。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） ４６億円というのは資料を見ていれば分かるんだよ。私が聞いているのは、例えば、今言った労務費がまた上がったとか、資材単価が大分落ち着くだろうとは言っていますけれども、国際情勢で今後どうなるのかまだ分からない不透明な部分がいっぱいありますよね。まして、今言われているのが、２０２４年問題が今出てきていますよね。働き方改革によって、労働者の方がなかなかいなくなってくるんじゃないかというのもある。そういったときに、また費用がかさむ可能性があるということで、村としては上限幾らまでだったらやるおつもりなんですかということを確認したいです。伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど課長が申し上げましたとおり、上限額は４６億円ということでやらせていただきたいという考えであります。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） それでは、反対に伺いますけれども、今言った労務単価が上がったとか、いろんな条件がそろってしまって４６億円を超えた場合は、そこでやめるんですか。これ一度始まったらやめられない話ですよ。ですから、もう一度見直す必要があるんじゃないかと私は考えているんですけれども、その部分がはっきり見えない。

それと、今申し上げましたように、働き方改革を２０２４年問題ということで今話ししましたよね、働き方改革の問題。先日、全員協議会の中で示されたスケジュール表がございました。この１期工事のやつをちょっと単純に数えてみたんです、このまです。現行と変更された内容が、ほぼ期間が一緒だなと感じて、本当にこの工期で間に合うのかなと思うんです。今申し上げたように、２０２４年問題が出てきている。これは、その労働者の方の安全とかいろんな生活を守るための改革であって、なかなか今、建設業と運送業の方、かなり厳しい状況になってくるんじゃないか、経営者のほうは厳しくなってくるんじゃないかと。

そういった中で、今言われているのが、建設業界においてはこの2024年問題で建物の補修ですら厳しくなるんじゃないかと、今言われてきている。そういった中で、今この示されているスケジュール日程で本当に間に合うのか、もしこの期間が長くなれば、長くなった分やはり費用がかさむんじゃないかと考えるんですけども、その辺いかがお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

工期の設定につきましては、当初4週6休で見ていたんですけども、今は4週8休に変更いたしまして設計をしておりますので、設計時点では標準工期として設定しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 聞いたことに対して答えになっていないよ。間に合うのか間に合わないのか、4社でやるから間に合うんだったら間に合うと、ここではっきり答弁してください。伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

工期につきましては間に合うものと、この工期を設定いたしまして、参加した人がもちろんできるということで参加してくるものですから、この工期がまず無理だということであれば、そもそもその時点で業者さんは入ってきませんので、入札に参加された方はこの標準工期で間に合うということで設定しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 無理なスケジュールでやって、いいものが本当にできるのかというところもあります。ですから、私はもう一度見直すべきですよと話をしています。

それと、その建物についても、いろんな意見をここでずっと述べさせてもらってきましたけれども、これ以上言っても仕方がない部分があるのかなと思いますけれども、今計画している庁舎での光熱費、以前この場で、元同僚議員がお話しされましたよね。吹き抜けの部分があって、光熱費がかさむんじゃないんですかという話をした。その光熱費に関しては、月額並びに年額などの見込みの計算というのはしてあるんですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

光熱費につきましては、試算はしておりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 計算していないというのはあまりにもずさんだなと思いますよ。

今回、夏の選挙で私が歩いているときに、ある人から言われました。役場の庁舎に

行ったら、もう冷え過ぎるぐらい冷えていますねと。その方は、村外の建設会社に勤めている方、事務とかそういうことをやっている方なんですけれども、その方が言っていたのは、村外のその会社では冷房をほとんど使っていないと。この暑い中で、何で冷房を使わないんですかと聞いたら、現場で働いている人はもっと暑いから、事務所では使わないんですと。じゃ冬は、と聞いたら、冬は現場で働いている人は寒いので、暖房機も使いませんと。役場だけなんじゃないですか、そうやって青空天井で計算して、こうやって進めようとする。

今、さっきの議案にもあったように、農家の方にしても生活困窮者の方にしても、本当に厳しい状況になっていますよ。先ほど言うの忘れましたが、NPO法人で「キッズドア」というグループがあるそうなんですけれども、子育て世帯の困窮世帯で4割の方が1食110円の食事をしているそうですよ。村内でどういう状況なのかはしっかり把握しておりませんが、全国的にはそういう状況に今なっていると。そういった中で、庁舎を新たに建てます、そこで使う光熱費の計算もしない、それでこの計画を進めるというふうに理解をして、私はもうあきれてこれ以上言葉が出ないので、質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第1、議案第71号の審議に入ります。

本案については、10番真船正康君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、真船正康君を除斥したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） よって、10番真船正康君を除斥することに決定いたしました。

真船正康君の退席を求めます。

〔10番 真船正康議員退場〕

○議長（真船正晃君） 10番真船正康君が退席いたしました。

議案第71号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第71号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
10番真船正康君の除斥を解き、入場を認めます。

〔10番 真船正康議員入場〕

○議長（真船正晃君） 議長より、10番真船正康君にただいまの採決の結果を申し上げます。

議案第71号「西郷村監査委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第2、議案第72号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第72号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎諮問第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第3、諮問第1号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手

を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は適任の意見を付すことといたします。

◎諮問第2号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、追加日程第4、諮問第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は適任の意見を付すことといたします。

◎西郷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第16、西郷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を議題といたします。

選挙の方法については、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選といたします。

では、次に、指名人をどのようにするかおはかりします。

(「議長指名」という声あり)

○議長(真船正晃君) ただいま「議長指名」という声がありましたが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) お手元に指名一覧表を配付いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時15分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午後1時17分)

○議長(真船正晃君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、議長が指名いたします。

西郷村選挙管理委員会委員には、鈴木茂君、荒木達夫君、河内廣行君、鈴木正敏君の4名を指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

おはかりします。

ただいま指名した方を、西郷村選挙管理委員会委員の当選人に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、鈴木茂君、荒木達夫君、河内廣行君、鈴木正敏君が、西郷村選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位に小針久昭君、第2順位に大平一美君、第3順位に高橋秀郎君、第4順位に長谷部正君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の補充員の当選人に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、第1順位に小針久昭君、第2順位に大平一美君、第3順位に高橋秀郎君、第4順位に長谷部正君が、西郷村選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正晃君) ここで、発議1件が追加提案されました。

おはかりします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) それでは、議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午後1時19分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午後1時20分)

○議長(真船正晃君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第4号)

○議長(真船正晃君) それでは、追加提案されました発議1件につきましては、本日の日程に追加し、日程第16の次に、追加日程第5、発議第4号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) それでは、発議第4号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長(真船正晃君) 発議第4号の提出の趣旨説明を求めます。

6番鈴木修君。

○6番(鈴木 修君) 6番鈴木でございます。

発議第4号の趣旨説明ということで、今回、西郷村議会改革検討特別委員会の設置の件といたしまして、趣旨説明させていただきます。

目的といたしまして、能動的かつ能率的な議会の活性化を目指し、必要な議会改革について調査・検討するということでございます。

提案理由といたしまして、分権時代に対応した議会のあるべき議会像を求め、議会が果たすべき機能と役割を発揮するため、議会改革について調査・検討する必要があると思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

○議長(真船正晃君) 説明が終わりました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 発議第4号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号「西郷村議会改革検討特別委員会の設置の件」、本案に賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

したがって、発議第4号は可決されました。

◎特別委員会委員の選任

○議長(真船正晃君) ただいま特別委員会の設置の件が可決いたしましたので、引き続き特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員会委員は、議長が会議にはかつて指名することになっております。

おはかりします。

特別委員会の委員は、ただいまの議決に従い、正副議長を除く 14 人をもって委員としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認め、委員は、正副議長を除く 14 名と決定しました。

それでは、直ちに特別委員会を開催し、委員長、副委員長の選任を行い、議長に報告願います。

なお、特別委員会はこの議場にて開催願います。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) 暫時休憩いたします。

(午後 1 時 24 分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午後 1 時 26 分)

◎特別委員会の結果報告

○議長(真船正晃君) これより、特別委員会の委員長、副委員長の報告をいたします。

西郷村議会改革検討特別委員会の委員長に 6 番鈴木修君、副委員長に 13 番上田秀人君が選任されました。

それでは、ここで委員長、副委員長になられた両君に挨拶をお願いいたします。

委員長、6 番鈴木修君お願いします。

○6 番(鈴木 修君) 6 番鈴木でございます。

ただいま西郷村議会改革検討特別委員会の委員長として選任いただきました。ありがとうございます。何分、浅学非才な身ではございますが、皆様のご協力を賜りながら努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(真船正晃君) ありがとうございます。

続いて、副委員長、13 番上田秀人君お願いします。

○13 番(上田秀人君) 13 番上田です。

委員長を補佐しながら議会改革に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(真船正晃君) ありがとうございます。

挨拶が終わりました。

◎議員派遣の件

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第 17、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(真船正晃君) 次に、日程第18、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長より別添のとおり調査報告がありました。

つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(真船正晃君) 次に、日程第19から日程第22までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任いただきます。

◎閉議の宣告

○議長(真船正晃君) 以上で会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(真船正晃君) これをもちまして、令和5年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時30分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年９月２７日

西郷村議会 議長 真 船 正 晃

署名議員 小 澤 佑 太

署名議員 須 藤 正 樹